

平成27年度 第2回 調布市地域福祉推進会議 【議事要旨】

日時 平成27年7月22日（水）18:30～20:30

場所 文化会館たづくり 西館2階 予防接種室

【出席】

1 出席委員 20人

2 事務局出席

福祉健康部（福祉総務課，生活福祉課，高齢者支援室高齢福祉担当，高齢者支援室
介護保険担当，障害福祉課，健康推進課，子ども発達センター）

3 傍聴者 4人

<当日配布資料>

議事次第

資料1 平成27年度 地域福祉コーディネーター事業の取組概要

資料2 調布市地域防災計画（本冊）（平成27年修正）から抜粋

資料3 災害時に避難支援が必要な方の名簿を作ります（案）

資料4 災害対策基本法に基づいて災害時に支援の必要な方の名簿を作成します
（案）（調布市避難行動要支援名簿）

○事務局(福祉総務課)： 皆様，こんばんは。定刻を過ぎましたので，ただいまより平成27年度
第2回調布市地域福祉推進会議を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに，本日飯嶋委員と仁田委員から欠席のご連絡を頂戴しております。また，傍聴の方が4
人いらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

まず，事前に，きょうの開催通知とともに第1回目の推進会議の議事録，議事要旨を送付させ
ていただきました。内容等に何か修正等があるようであれば，この場でお話しいただければと思
いますが，いかがでしょうか。修正等ありますでしょうか。

【意見等なし】

ありがとうございます。では、この内容で確定をさせていただきます。

ここで、本日配付の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

では、この先の議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**会 長** 皆さん、こんばんは。それでは、第2回の調布市地域福祉推進会議を始めます。

きょうは、最初に地域福祉コーディネーター事業について、27年度の事業の取り組み内容を説明いただき、その後で皆さんからご意見をいただくというようにして進めていきたいと思っております。その後、今年度の取り組み課題、避難行動要支援者の名簿作成について報告いただいて、議論したいと思っています。

それでは、最初に地域福祉コーディネーター事業について説明をお願いします。

○**事務局(福祉総務課)** 最初に、福祉総務課から説明を行い、その後、前田コーディネーターから今年度の内容説明をさせていただきたいと思っております。

地域福祉コーディネーター事業につきましては、前回の会議でも概要をご説明させていただいたところですが、今回は平成27年度に取り組むことを目標としている個別の事業についてご説明をしたいと思います。

資料1「平成27年度地域福祉コーディネーター事業の取組概要」をご覧ください。

まず、資料の1から2ページ目、地域福祉コーディネーター事業の全体的な概要、その後、3ページ目以降が平成27年度の個別の取り組みとなっております。

1ページ、一番最後の段落のところで、1の(2)の「特に」というところからのくだりなのですが、生活困窮者自立支援事業についても取り組みを進める旨、記載しておりますが、これにつきましては地域福祉コーディネーター事業に関する国の補助金を受けておりました、その補助金が平成27年度から再編されたことにより、要件の1つとして、生活困窮者自立支援事業に関連した取り組みを行うことが示されましたので、それに沿うような形で記載しているものです。

地域福祉コーディネーターの基本的な役割につきましては、モデル事業のときから何ら変更はございませんので、地域福祉につきましては地域という面から、高齢福祉や児童福祉など、あらゆる福祉分野に横断的にかかわる福祉であることから、平成27年度は国の示した考え方に合致するように事業を進めていきたいと思っております。

今後も地域福祉コーディネーターの事業全体の進捗状況についてこの会議で報告する中で、皆様からご意見等を賜る機会があるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、具体的な説明につきましては、この後、地域福祉コーディネーターである前田コ

ネーターから説明をいたします。

○委員（地域福祉コーディネーター） 社会福祉協議会で北部地域の地域福祉コーディネーターを担当しております前田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、6月14日に2年間のモデル事業の活動報告会を行いまして、来ていただいた方、本当にありがとうございました。50名弱ぐらいの方にご参加いただきまして、取り組みの報告をさせていただいたと同時に、皆様にお送りさせていただいていると思うのですが、冊子もでき上がっておりますので、ぜひご一読いただいて、ご意見等を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉コーディネーターは、地域に出向いていき、自治会や関係機関の会議といったさまざまなイベント等に参加して顔をつないでいき、そこで新たなニーズを発掘していくといった取り組みを行っております。資料1の3ページから8ページ、番号でいうと2番から7番というところが、今年度の具体的な取り組みとして考えており、その中でも4ページ、5ページの2つにつきまして主にご説明をさせていただきたいと考えております。

4ページは、子どもの居場所・学習支援の場づくりへの検討会、裏面の5ページが、地域住民が主体となった朝市の開催となっておりますが、この取り組みに関しては、地域福祉活動計画推進委員会というものを社会福祉協議会で設置しており、そちらで検討を進めております。地域福祉活動計画に関しては、行政計画である地域福祉計画と連動して行っている、民間の福祉活動の行動計画になっており、住民の方やさまざまな関係機関や福祉活動者の方のご参加をいただいて策定している計画となっております。

これまでは、推進委員会において、どのように福祉活動を進めていくかということ在全市的に考えておりましたが、平成26年度から地域福祉コーディネーターがモデル配置されていることもあり、深大寺・北ノ台地域と染地・国領町の2地域において、より小さな地域で具体的な取り組みを立ち上げていこうということで検討を進めた結果、この2つの取り組みをやっていくことになりました。この2つの地域に関しては、住民の方や関係機関の方、また行政の方にもご参加いただき、地域の資源の把握、また地域のマップづくりなどを通して、この地域の特性とそれを生かしてどのような取り組みができるかを検討してまいりました。

まずはこの4ページの子どもの居場所・学習支援の場づくりへの検討会ですが、配付のチラシをご覧ください。来週第1回目を予定しているのですが、こちらの染地・国領町の地域では、こういった「宿題やるとこ遊ぶとこ in 染地」という具体的な企画が立ち上がっております。子どもの貧困等がニュースやメディア等でたびたび報道されておりますが、なかなか地域の中でそういった方がみえない現状がありまして、そこを何とかしたいということで委員の方からお話をい

ただき、まずは子どもたちが気軽に楽しめるようなイベントを企画して、来ている子どもたちの様子を見守りながら、少し様子がおかしいなとか、悩みがあるのかなとか、そういったところを聞いていけるような、みつけていけるような取り組みにしたいということで、このような内容になっております。

具体的な日にちは、7月29日、31日、8月17日の3日間、染地地域福祉センターで開催するのですが、裏面をみていただくと、「宿題やるとこ」というところに時間が書いてありまして、1つのお部屋で子どもたちの夏休みの宿題をもってきてもらい、自由に勉強できる、宿題ができるようなスペースを設けております。そこには大人の方、地域の方や委員の方が参画しておりまして、一緒になって宿題をやっていくというような場所になっております。

これにプラスして、下に「お申し込みが必要なイベント」というのがありますけれども、それぞれ、29日はソーメンタイムや映画の体験会、7月31日は「英語であそぼう！」というプログラム、8月17日でしたらボッチャというスポーツ、そういったものを企画しまして、双方行き来しながら、楽しみながら、こういった場で勉強ができるようなスペースをつくっております。

特に29日のソーメンタイムは、こういった食を通じて、何らかの発見にもつながると思っておりますので、ただ単に楽しいイベントだけではなく、そこから新たな気づきが発見されて支援に入ったり、地域の方とつながっていけるような取り組みにしていきたいと思います。

イベントについては、現在、随時お申し込みを受けておりまして、それぞれ数十人の方にお申し込みいただいておりますので、特に近くの杉森小学校の方が多いのですが、お子さんが集まってわいわいと楽しく参加していただければと思っておりますし、このイベント自体、地域の方の参加、ご協力が不可欠になっておりますので、もし皆様の中で少しでも関心がある方がいらっしゃいましたら、ぜひお手伝いいただければと思っております。

続いて、5ページの地域住民が主体となった朝市の開催です。先ほどは染地・国領町地域のイベントでしたが、こちらは深大寺・北ノ台地域ということで、私が配置されている地域で行われる予定のイベントになっております。深大寺・北ノ台地域は、ご存じの方も多いかもかもしれませんが、畑が多く残っている自然豊かな地域でございますので、そういった特性を生かして、人と人が交流するような、またつながっていくようなものがないかということで、朝市をやろうということになりました。この取り組みを通して孤立の解消、また地域の方に声かけするきっかけにいただき、買物が難しい方への買物支援や、障害者の方の理解などにつながっていくことを期待しております。具体的には、11月15日に深大寺保育園で実施する予定です。地元産の新鮮野菜を販売したり、またカフェコーナーを設けて、皆さんがほっと一息できるようなスペースをつくったり、豚汁などを準備しまして、皆さんで1つのものを和気あいあいと食べるような場所

の提供、昔遊びの体験コーナーで高齢者の方と子どもたちが一緒に遊ぶ場所をつくったり、障害者の方の施設が地域内にありますので、そういったものの自主製品を販売したりといった内容を考えております。こちらも今後企画が定まり次第、また皆様にご連絡ができればと思っております。

こちらの4ページと5ページの企画に関しまして、現在のところ、先ほど申し上げた地域福祉活動計画推進委員会の中で、委員さんを中心に検討しているのですが、当日は地域の方にもご協力いただき、そういった方が今後中心となって、取り組みを地域の中で進めていけるような働きかけができればと思っておりますし、例えば朝市を緑ヶ丘や下石原で行うなど、1つの場所で実施したものを契機としてほかの地域にも波及していくような働きかけができればと考えております。まずは1回やってみて、それをもとに今後またどうしたらいいかという検討を進めながら、住民の自発的な活動につなげていければいいかなと考えております。

計画の委員会の内容については以上です。

次に、今年度の取り組みについてお話をさせていただきたいと思っております。

3ページに戻っていただいて、こちらは地域の困りごと座談会というものになります。地域福祉コーディネーターは地域に出向いていき、さまざまなお話を伺ったり、ニーズの把握に努めているのですが、それだけでは不足する部分がございますので、こういった座談会などを通して、地域の方の課題の把握、住民同士のつながりづくりなどにつなげていければいいと考えております。こちらは、新しく地域福祉コーディネーターが配置された東部と西部の2つの地域で開催できればと考えております。

続きまして、6ページ、ひだまりサロンという社会福祉協議会の事業なのですが、住民主体の交流の場ということで、今、市内に84カ所できています。このひだまりサロンを地域の中で広げていきたいと考えておまして、これまでのモデル事業の2年間でもそれぞれの地域で複数のサロンが立ち上がっておりますので、4地域に拡充された今年度もそういった取り組みを継続しながら、地域内でひだまりサロンをより広げていければいいと考えております。

続いて、7ページです。こちらは、生活困窮者自立支援事業と関係する部分ですが、調布社協の中に調布ライフサポートという生活困窮者の相談窓口が設置されておりますので、そこ地域福祉コーディネーターが連携して何か進めていきたいと考えておまして、具体的なものがここに書いてあるものになっております。地域福祉コーディネーターがこれまで培ってきたネットワークなどもございますので、そういったネットワークを生かして、例えば食料品や衣料品、日用雑貨といった生活に困窮している方に対して提供できるようなものを、市内の企業や商店などと協働関係をつくって、パートナーシップのもとに提供する、説明会などが開催できないかと考え

ております。この取り組みによって、生活困窮者自立支援事業の充実、地域福祉コーディネーターとの連携が強化されていくのではないかと考えています。

8 ページですが、こちらは地域福祉の啓発活動となっており、地域福祉コーディネーターが活動を進めるうえで、さまざまな機関や団体と連携を進めながら、個別支援や地域支援に当たっております。こちらは市役所の福祉総務課及び地域包括支援センターとも定期的に連絡会を設けて情報交換を行っておりますので、また、自治会の総会などにお邪魔させていただいて、地域福祉コーディネーターのPRなどもして、今年度も進めていくという内容になっております。

以上が今年度の取り組みの説明ということで、皆様のご意見などを頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

○**会 長** ありがとうございます。地域福祉コーディネーターは今まで2人だったのが今度4人になり、増配置ができたのですけれども、今年度の事業の取り組みをどう進めるかという説明がございました。一般的に進めるというだけではなく、新しく配置される東部、西部ではどういう取り組みをし、そして、従来からやってきた染地と深大寺のところは、それぞれ固有の内容のものを設定してやってみたいという話でした。そのほか共通のものとしてはサロン、あるいは生活困窮者自立支援事業のパートナー事業、商店説明会などをやりたいというお話でしたので、ご意見、あるいはご質問があればお願いたします。

○**委 員** 子どもの居場所・学習支援の場づくりということで、染地地区の「君のあったらいいな…がココにある!!」という夏休みのイベントについてお話があったのですけれども、調布市全体としては、そのほかにどんなことを計画なり何なり、学習支援を継続して子どもたちにしていくことに関してはどのように検討が進められているのか、お聞きしたいです。

○**会 長** 社協として子どもの問題についての取り組みの何か方針みたいなものはつくられているのですか。

○**委 員（地域福祉コーディネーター）** 方針といいますか、地域の中で取り組みをどんどん進めていくこと、既にボランティアベースで活動している団体もありますので、そういったところと連携しながら学習支援などに取り組んでいければいいなと考えております。

○**会 長** 今回は夏休みのイベントとしてやりますよね。このイベントが終了した後、そういう子ども支援に何か発展させていくような計画とか考えているのでしょうか。

○**委 員（地域福祉コーディネーター）** これを1回で終わらせるのではなく、住民の方がこういった問題に気づいていただき、一緒になってこういう問題に対して行動を起こしていただけるような取り組みができればいいなと考えておりますので、今回夏休みだけですけれども、例えば今度冬休みなど継続的に行うようなつながりができればと考えております。

○**委員** 高齢者支援室の生活支援コーディネーターについて、連携なのか、内容がどう違うのか、そのあたりを詳しく説明していただければと思います。

○**事務局(福祉総務課)** 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの主な役割の違いといたしましては、地域福祉コーディネーターについては制度の狭間で苦しんでいる方や既存のサービスだけでは十分な対応ができない方などに対して地域福祉を育むことで、福祉の生活からの解決を行っていきます。一方、生活支援コーディネーターにつきましては、高齢者福祉の一環ということでもありますので、あくまで対象者は高齢者というところで、そういった部分でサービスを実施していくところが大きな違いではないかと思っております。

○**事務局(高齢者支援室)** 生活支援コーディネーターは、介護保険制度改正の一環として、設けられたコーディネーターということですので、地域福祉コーディネーターの方が、どちらかといえば制度も何もない、そういった狭間に落ちている方を支援するというのであれば、生活支援コーディネーターは、制度にのっとって設けられたコーディネーターであります。名称は似ていますが、大きな違いとしては、高齢者の方が対象になっているのが生活支援コーディネーターであり、介護保険の制度の中で運用されているというようにご理解いただければと思います。

○**委員** それに、今度の新しい制度の要支援の人たちに対する生活支援事業や総合事業といったもののコーディネートというのが大きな役割になってくると理解してよろしいですか。

○**事務局(高齢者支援室)** はい、介護保険制度が変わりまして、今回、予防通所や予防訪問が総合事業という形になります。その総合事業の制度を構築する一環として、生活支援コーディネーターはゆうあい福祉公社に委託をする中で取り組んでまいります。

○**委員** ゆうあい福祉公社の者です。先ほど、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの連携というお話がございましたが、地域福祉コーディネーターはお話のとおり広い意味でお年寄りから子どもまでということで、生活支援コーディネーターのほうは高齢者を中心とした生活支援サービスの資源開発、ネットワークというところを行っているわけではありますが、お互いにどう連携を図っていくかというところで、具体的には、私がきょうこの場にご参加させていただいている中で、こういう地域福祉コーディネーターの動きを学びながら、今後の生活支援コーディネーター、生活支援体制整備事業にも反映させまして、事業を進めていく必要があるだろうということと、また、私どものほうでも生活支援コーディネーターの事業を進める中で協議体を設置いたします。その中で地域福祉コーディネーターの方とか社会福祉協議会の方、また関係団体の方にお越しいただいて、それぞれが協議の場で連携、理解を深めながら進めていくことで、そういう共通理解ができてくるのではないかと考えております。

○**会長** 調布市としては検討中ということでしたので、どういう形で全体の構想が示される

のか、主にどんな仕事を具体的に行うのか、それから既存の公社とか、社協とか、ボランティア活動とか、町内会の活動とか、いろいろなところとどんな関係ができてくるのか。また、地域福祉コーディネーターとか地域包括支援センターなどとの関係もどのようにつくっていくのか。恐らくいろいろ検討すべき課題があるのだと思うのですが、専門機関がサービスを提供するだけではなく、住民の方々と一緒に福祉をつくっていこうというような考え方がどの分野でも広がってきているので、地域福祉の推進ということと一緒に考えていく必要があると思います。

○**副会長** この間の報告会に参加させていただいて、とてもいい会だったなと思っていますので、最初にまずそれを申し上げておきたいと思います。首都大学の室田先生が基調講演をされたのですけれども、個別の支援と地域の支援をどのように連携させるのかということが課題になっているというようなお話だったと記憶しています。

日本の社会福祉は個別の支援、つまり何らかの形で生活上の困難を抱えている人に対しては、実は基本的には福祉事務所といわれているところ、自治体でいうと福祉部に当たるのだと思いますけれども、そういうところのケースワーカーさんという人が本来はやるということでスタートしていて、恐らくかなり長い間、70年代ぐらいまではそういうことで対応してきた。ところが、福祉事務所は圧倒的に生活保護に関する実務が多く、高齢者、障害者、児童に関してはほとんど対応ができない。児童は児童相談所というところがかなり専門的な機関として全国にありますけれども、それ以外のところは相談といっても専門的なものは1つの県に1つあるかないかという状況でした。そのため、生活保護にかかっていない人たちにどのように個別の支援をしていくのか、地域でどう支援していくのかということが議論されてきたわけですが、一方で社会福祉協議会というのは、地域支援を担うということでアメリカからその方法論が導入され、社会福祉協議会が結成されて、地域での支援がいろいろな形、座談会などさまざまなイベントを行ってきた。ところが、例えば一番有名なのとかよく知られているのは、ごみ屋敷の問題みたいなものが出てきた際に、どちらがどのように対応したらいいのか。個別支援でやるのか、それとも地域支援でやるのかというような話になった際に、全く新しい方法としての地域福祉、最初はコミュニティソーシャルワークというような表現で、その両方を一緒にやる人をつくっていこうではないかと。個別支援と地域支援をうまく連続体の中で連携させていくということだったと思うのです。この地域福祉コーディネーター事業もそういうことだったと思うのですけれども、この間の報告会でも、きょうの報告の内容についても、居場所づくり、朝市の開催、ひだまりサロンの新設というのは基本的には全部地域支援ではないかと思うのです。そうすると、従来の社会福祉協議会の職員がやっていたこととほとんど変わらないではないかということになる。やはり特色を出すには個別の支援をどのようにやるのか。日々多くの相談がきますよね。その相談の人に支援をし

て、相談しながら支援をしつつ、一方で、それから地域へどう展開していくのかという、このあたりのところをどう考えているかお聞かせいただきたい。

○**委員（地域福祉コーディネーター）**　今回お話ししている内容は、地域支援のものが中心になっているのは確かです。前回の報告会のときも、個別支援と地域支援の連動が難しいという話もしたのですが、実際さまざまなお相談を受けていて、特に先ほどおっしゃったようなごみ屋敷の問題ですとか、またSOSをなかなか発さない方、サービス拒否をしている方など困難なケースというのは多々あるのですが、そういった方にかかわる中で、その1人の課題から地域の課題という形でどう結びつけられるかというのにすごく苦心しているのは確かです。

場合によっては、その困っている方自身が地域とのかかわりとかを拒否していたり、そもそも本人と会えない状況がずっと続いていたり、そういったケースの中で、本来であれば個別支援の中で地域との接点をつくりながら、その方の社会関係を広げていけるような取り組みができればと思っはいるのですが、実践、事例としての明示が難しい状況だと思っております。

地域支援から個別支援、個別支援から地域支援というのが循環していけるような取り組みにしていければいいなというようには感じています。

○**副会長**　ありがとうございます。例えばソーメンを食べているときに、気になる子がいたら、その子にフォーカスを当ててアプローチをしていくという方法はあるのではないですか。どういう親なのか、どういう子なのかということプライバシーに配慮しながらアプローチをしていって、個別支援へつなげていくと。その家庭が何か困っていれば、行政のいろいろな機関につなげるなど、そういうことで個別から地域だけではなくて、地域から個別へというやり方もあるので、ぜひそういうセンサーを働かせる、感性みたいなものを地域福祉コーディネーターにはもってもらえるといいかな。ただイベントをやって、楽しかったですね、よかったですというだけではなくて、やはりそこからそういう人を見つけ出す感覚というか、そういうものをぜひ磨いてほしいと思っています。

○**会長**　ありがとうございます。今お話があったように、個別支援と地域支援、両方やるというのが地域福祉コーディネーターの大きな役割なのだけれども、地域支援を一般的なコミュニティづくりにしてしまうと、社協との違いが見えにくくなってしまいうので、困っていたり、拒否していたり、引きこもっている人たちに個別にアプローチして、その人とのつながりができて、地域との関係も回復するような取り組みをしていく中で、個別の支援が地域とのつながり、地域支援、地域というところにつながって初めて安定すると思うのです。ことしの計画は新しい段階に来そうな、芽がちょっと出る感じがあるところに来たのではないかという印象を受けました。

先月の報告会に行かれた方、和気先生以外にいらっしゃいますか。感想気がつかれたことを。

○**委員** 私は前田さんとか川原さんとか頑張っておられる姿をみて、ここまで来たかということで、大変頼もしく思いました。

○**委員** こういうことを全然知らないので、勉強のために行ったのですけれども、いろいろな相談が寄せられると、コーディネーターの方はさぞかし大変だろうなというか、そっこのほうの感想はもちました。それをいろいろなところに仕分けていく、そういう仕事がコーディネーターのお仕事なのだと思いますが、形にしていただけるといいなという感想をもちました。

○**委員** 今の話から少し外れるかもしれませんが、よろしいですか。3番の子どもの居場所・学習支援の場づくりへの検討会なのですからけれども、生活困窮者の支援という観点からもこの事業はとても大きな意味があるものだと私は思っています、宿題をやる場所と遊ぶ場所をセットにしたというのが、しかもそれを同じ日に開催しているところがすばらしいことで、夏休みの宿題は、例えば母子家庭のお母様などの中には、自分たちにとっては地獄だというようにいう方がいらっしゃるのです。それは、夏休みの宿題というのは自由研究を想定すればわかるように、学校がない間の宿題ですから親がかかわらなければいけない。特に自由研究は親がどれぐらいかかわったかによって研究結果というのでしょうか成果物が全く異なってくる。ところが、母子の方というのは8割以上の方が働いていらっしゃる。そうすると、子どもと向き合う時間が、子どものために働けば働くほどないということになるので、なかなかその時間につくれない。そういう世帯にとっては、宿題を面倒みてくれるということは非常に意味があると思うのです。

もう1つ、遊ぶところということに関しても、これもやはり夏休みの宿題の中の絵日記を思い出していただくと、どこに行った、どんな体験をしたというように子どもが書きますよね。ところが、生活に困窮している家庭ですと、あるいは子どもと向き合う時間がない家庭ですと、なかなかそういった体験の機会をつくれない。となると、やはりこういういった場を提供してもらえんことは大変ありがたいというように感じる世帯が少なからずいるのではないかと思うのです。

ただ、どんなにすばらしいイベントでも、そこにニーズがある方が参加されなければ当然意味がないわけで、このすばらしいイベントの情報提供に関してどういった方たちにどういった方法で声かけしているのか、あるいは将来的に拡張していきたいと考えていらっしゃるのか。例えば生活困窮者自立支援法のことを考えると、生活保護の手前の方を対象にするのであれば、就学援助を受けていらっしゃる世帯に何とかこの情報を提供できないかとか、そういったことをあわせて考えると、より実効性のあるすばらしいイベントになるのではないかと思うのですけれども、そのあたりはどうかということをお伺いしたいと思っています。

○**委員（地域福祉コーディネーター）** 広報に関しては、まずは学校に行って話をしています。周辺の染地小と杉森小と二小と国領小、また三中には子どもにお配りいただくようお願い

はしています。

また、調布市は、今年度からコサイトという子育て世帯向けのサイトが新しくオープンしていますので、ここにも情報を載せていただいて、関心のある方にみていただくような形をとっています。さらに、行政関係に関しては、1つは教育支援コーディネーターにお渡しして、近くの方ですとか、もし興味がある方がいらっしゃれば渡してほしいということで情報提供をお願いしているのと、生活福祉課のほうに、生活に困窮されている世帯があったら、もしよければ配ってほしいということでお願いはしている状況です。

○**委員** 先生役の方がいらっしゃるわけですね。

○**委員（地域福祉コーディネーター）** 見守る大人というイメージです。教えるわけではなくて。

○**委員** その方は、今みると100人単位で募集があると思うのですが、何名ぐらい用意されているのですか。

○**委員（地域福祉コーディネーター）** 推進委員が約9人、あとはその方々が声かけしてボランティアさんを募っていますので、今のところボランティアさんが10名弱ぐらいいらっしゃると、あとは大学生などにも少し声かけをしている状況です。約20人というイメージです。

○**会長** PRするときに、例えば児童委員さんとか、この子をぜひ誘ったらいいのではないかと人を上手に誘うようにするというのも大事かもしれないですね。どうぞ。

○**委員** この地域で、5月にボランティアまつりがありまして、拝見させてもらったのですが、この染地の地域はとても熱気のある地域なのです。学校は杉森小学校の子が多いということなのですが、お手伝いをする人のスタッフがどれだけ集まるか、協力してくれるグループというかスタッフがなければ、100人単位のお子さんたちをお世話することはなかなか難しいと思うのです。3回行うので、専門家ではないにしても、そういう人たちをいかに引き込むかというところにポイントがあるような気がしました。

○**会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**委員** 私、これをみてすごくいいなと思いました。川村先生がおっしゃったとおり、やはり個別にそういった子たちの手に確かに渡って、そういった子たちがいい大人とつながるような機会のまず一歩になればいいなと思いました。

あともう一点、個別支援のところでは、私、職場が包括支援センターですので、ことし、西部の地区にコーディネーターさんがお1人配属になりまして、ちょうふの里の担当エリアと同じエリアです。本当にいろいろ個別の情報をいただきまして、ちょうふの里を包括の職員5人でやっているところを、たった1人のコーディネーターさんが包括は基本65歳以上ですけれども、子ど

もから大人まで担当して、すごく精力的に動いて、前田さんたちもこれだけの結果を出されていて、非常に感動するぐらい頑張っているというのが正直なところですよ。

個別支援のところでは、包括支援センターに来るのは高齢者の方の情報だけですけれども、本当に社協さんが頑張ってくださっているおかげで、包括の立場は市から委託で受けているので、社協さんが地域で支えていくということとうちのスタンスはちょっと違うのです。本人が望まないところを地域でどう支えていくのかというのはすごく難しいと思うのです。でも、地域の方のそういった意識がないと、情報も上がってこないというところが、今まで仕事をさせていただいて、本当に社協さんの仕事はすごく素晴らしいなと思っていたので、ちょっと一言。

○委員 このイベントの見学は自由ですか。それとも申し込みが必要ですか。

○委員(地域福祉コーディネーター) 自由ですので、ぜひいらしてください。

○事務局(福祉総務課) 本日は、子どもの部署の職員が不在なのですが、前回の会議のときにお配りさせていただいた子ども生活部の経営方針の中に少し記載があり、ことし学習支援なども取り組む予定になっております。まだスタートしていないのですが、秋ぐらいから社会福祉協議会さんのほうでその事業の委託を受けて進めるような方向性が出ていることをご紹介させていただきたいと思います。

もう一点、本日欠席の仁田委員から、内容を詳しく聞けないままですが、次第のテーマのところだけでということでご意見を事務局にいただいておりますので、職員から紹介をさせていただきたいと思います。

○事務局(福祉総務課) 先日は活動報告ありがとうございました。同じ調布でも地域によって意識も相談内容も千差万別ですね。ということは、地域の特徴を知った上でのコーディネートが必要なのですね。やはり既存の地域の組織と一緒に組んでいくことが、信頼関係をつくるには一番だと感じました。子育て中の若い家族をどのように巻き込み、地域福祉に関心をもってもらいかなど、すぐにできることばかりではないかもしれませんが、期待しています。また、相談内容が多岐にわたることから、地域の資源へとつなぐ交通整理も重要なことと感じます。

また、地域の資源もお互い連携をとって速やかに具体的な支援につなぐことができればいいですね。地域の中での困りごとの共有の意味でも、現在、地域の支援として活動している方々の交流会も大変いいと感じました。以上です。

○会長 地域福祉コーディネーターの事業について、今年どんな取り組みをするかということについてご報告いただき、皆様方から貴重なサジェスションがございましたので、それらを踏まえてぜひいい事業として進めていただきたいと思います。4人になって新しい、力強く1つの歩みをまた一段と進めていただきたいと思います。子どもの問題とか生活困窮者の問題など、新しい具体的な課題にも

取り組むことになってきましたので、そういうことにいろいろな悩みがまた出てくると思っていますので、ご報告いただきながら、ここで皆さんの意見を聞きながら進めていただければと思います。

では、次の議題に移ります。今度は、今年度の取り組み課題ということで、避難行動要支援者の名簿作成について、これは事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局(福祉総務課)** まず資料2をご覧ください。

資料2は、調布市の地域防災計画、平成27年に修正が行われたものから抜粋したものでございます。296ページと書いたものの2番のところ、避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿提供ということで、計画のほうに位置づけされました。これまで、災害があったときに1人で避難することが困難な方を災害時要支援者といった形でお呼びしておりましたけれども、今回の法改正によりまして要配慮者、そのうち特に避難行動が難しい方につきましては、避難行動要支援者という呼び方になりました。それらの方を、今度、支援する側の方々につきましては、避難支援等関係者という呼び方になっております。

298ページの5番のところでございます。ちょうど中央の部分ですが、警察署、消防署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、市内の防災市民組織、市内の自治会、地区協議会、自治会連合協議会、マンション管理組合、こういった方々につきまして避難支援等関係者ということで位置づけをしております。

296ページに戻っていただきまして、2番の(1)避難行動要支援者の名簿作成・避難支援関係者への名簿情報の提供ということで、まず市では、こういった災害時の避難行動要支援者の方の名簿をつくりなさいということが義務づけられましたので、高齢者の方、それから障害者の方、そういった方々につきまして名簿を作成していく準備を今進めているところです。その対象となる方は297ページの(2)に記載させていただいております。地域防災計画上では、高齢者の方は、そこに記載されているとおり、75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上のみの世帯の方、介護認定区分が要介護1または2で、ひとり暮らしまたは同居の家族が75歳以上の者、介護認定区分が要介護3～5の者という位置づけになりました。これまでの私ども福祉総務課で進めておりました災害時要援護者避難支援プランという計画に基づいて進めていた方々から対象が少し拡大されております。障害の方につきましても、そこに記載のとおり、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方、視覚障害者4～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方、聴覚障害者4～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方、愛の手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方、それから、その他、みずから希望する方ということが計画上で定められております。

ただ、これからご説明させていただきますが、今年度、名簿は市がさまざまな関係機関と情報

を確認しながら作成してまいります。先ほど申し上げました避難支援等関係者への名簿の情報提供につきましては、それぞれ対象となる方の同意確認をいただいたうえでの名簿の情報提供となります。同意をいただけない方につきましては、平常時から名簿の提供することはできませんので、名簿の同意確認を今後進めてまいります。詳細は、資料3に移らせていただきます。

資料3は、一般的に市民の方などにこの名簿をつくりますということについてご説明するためにつくったものの案でございます。より良い表現やわかりにくいということがございましたら、ぜひ皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

まず、名簿作成についてですが、調布市では、災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域で活動している自治会、マンション管理組合、防災市民組織等と災害時要援護者との日ごろからの交流を通じた、助け合いの取り組みを進めてまいりました。災害対策基本法が改正されましたので、それに伴いまして避難行動要支援者の名簿作成を進めてまいります。

名簿の提供につきましては、ご本人からの同意確認をとりまして、平常時から避難支援等関係者のほうに提供していくことにしております。

3番目、名簿情報の提供先の守秘義務としましては、この名簿の情報は災害時の安否確認や避難支援等の目的以外には使用しないこととしております。名簿提供先には、この法律に基づきまして守秘義務が課せられています。

平成27年度、今年度の取り組みとしましては、全員の方に同意確認の調査ができないため、これまで取り組んできたプランに基づいた対象者の方に名簿確認の同意をいただくように進めたいと思っております。今までのプランでは、それぞれの地域の自治会やマンション管理組合様が市と協定を結んでいただいたうえで、その地域の範囲のみ要援護者の方に同意確認をいただき、それぞれの地域の自治会等に情報を提供してまいりました。今年度は自治会等の範囲ということではなく、対象者全員の方、資料3の4番に記載の要介護3～5に認定されている方、また、身体障害者手帳をおもちの方で、肢体不自由1～3級、視覚、聴覚それぞれ1～3級の方、愛の手帳をおもちの方、これらの方々に対して同意確認の通知をしてまいりたいと考えております。

名簿に記載される情報は、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、ご自宅、携帯、ファクスなどです。それから、その方がどういう事由でこれに登載されているかということで、要介護、肢体不自由、視覚、聴覚、そういったものについて記載するようになっております。それから、世帯主のお名前です。最後に、要援護者の方から地域の支援していただける方に伝えたい情報、例えば目のみえない方や耳の聞こえない方々など、特別な配慮をしながら情報伝達の必要があるというような申し出があった場合にはその部分を伝えていきたいと考えております。

続きまして、資料4でございます。こちらは、実際に対象になる方にご案内をするために作成

したものでございます。これも案ですので、ぜひご意見等いただければと思っております。

一番下には、情報提供先を記載させていただいております。

次のページ、見開きで左側のページになります。まず、どのようなことをするのかということでご説明させていただいております。

この情報伝達や安否確認などは、特に地域の支援組織の皆さんが実際に行っていただけるものになりますけれども、下に※で書かせていただいておりますが、これらはあくまで地域の組織が自身の安全を確保したうえで、可能な範囲で実施するものです。災害時に「必ず行われる」わけではありませんということに記載させていただいております。

次に2番です。どのような情報がどこに提供されるのか。本事業に同意いただいた方が掲載された名簿は、災害時の避難支援の用途に限り避難支援等関係者に提供されます。提供する情報は、避難支援等関係者によって異なり、警察、消防と社会福祉協議会含めて市の全域という情報になりますけれども、地域の団体は協定を締結した範囲、自治会であればその自治会の範囲ということになります。そういった範囲で情報を提供させていただくことになります。また、この名簿については、個人情報保護のため、厳重に保管いただくことを定めております。

隣のページに行きまして、支援を希望する場合にはということで、地域の組織による支援を希望する場合には、この手紙に同封した災害時要援護者——ここはちょっと名称が変わっておりませんで、申しわけございません。避難行動要支援者名簿の登録申請書になります。これを下記の例に沿って記載していただくということで、記入用紙を同封して、記入例も一緒に同封させていただく予定でおります。返信用の封筒を実際には入れさせていただいて、ご本人にそういった費用がかからないような取り組みをさせていただいております。

また、下の名簿に記載されるあなたの情報欄につきましては、市で事前にわかることについては記載して送付させていただきまして、下の太枠のところには対象者の方にご記入いただくような形になっております。

最後、4ページです。4番、ご本人が申請書に記入できない場合には、代理の方に記入していただいても大丈夫ですということに記載させていただいております。

また、5番、対象となるのは、調布市のお住まいで、先ほどから何回か申し上げていますが、そこに記載されている内容に該当する方を対象とさせていただいております。

最後に、何かわからないことがありましたらということで、所管課の連絡先を記載させていただいております。こういった形でご案内をさせていただこうと思っております。ご意見いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**会 長** ご質問がありましたら、あるいはご意見がありましたら、どうぞ。

○**委員** 支援を希望する人に送るわけですが、その回収方法なのですが、本人ではなくて代理の人が書かれてもいいのですけれども、確実に市へこれが戻ってくるかどうかが一番心配するところだと思うのです。直接回収に行くことができればいいのですけれども、そうではないと100%の回収はまず無理だと思いますし、市からどういう封筒で行くかわかりませんが、なかなかそこまで確実に戻してくれるということが薄いような気がします。

○**委員** 今考えていらっしゃる回収方法は。

○**事務局(福祉総務課)** 基本的には郵送で、返信用封筒をお入れしてということで考えております。あとは市報、ホームページは余りご覧いただけないかもしれませんが、そういったところと、それからご高齢の方ですと包括、またケアマネさんのほうとかにもこういったことを取り組みますという情報を流させていただいて、対象となられるような方には声かけをぜひしていただきたいと思っております。

また、障害者の方につきましては、それぞれ障害者団体等を通してぜひお出しいただくような取り組み、作業所連絡会などにもご連絡をさせていただき、周知を努めていきたいと考えております。ただ、大勢の方がそれで返してくださるかという、難しいかもしれないのですが、まず1回目はこの方式を考えております。同意を得られた方の情報はお渡しできるのですけれども、そうでない方の情報はなかなかお渡しできないという中では、地域の中でそういった情報をおもちの方のお力をおかりして、声かけなどご協力いただければと思っております。

○**委員** こちらから出向いて行って回収に行くということは考えていないのですね。

○**事務局(福祉総務課)** 現時点では考えておりません。

○**委員** うちの自治会では現在5人登録されているのですが、実際にはもっともっているのです。高齢の人や体調の悪い人もいる、身体障害者の人は何人か入っていました。この対象者はどのように調べてやるのですか。もし登録されていなくて気になる人の情報提供が必要ということであれば名簿を出します。

○**事務局(福祉総務課)** ありがとうございます。資料4の一番後ろに書かせていただいた方々、要介護3～5とか、手帳をおもちの方、こういった方々の情報は市の高齢者の部署の情報と障害福祉の担当から情報をいただきまして、その方々に市のほうでお出しする形をとりたいと思っております。なので、地域の皆様のほうで多少なりともそういった方、日ごろから関係性ができている方につきましては、ぜひ声かけをしていただけたらありがたいと思っております。

○**委員** そういう方というのは、ヘルプカードってありましたよね。これは全員もらえるのですか。

○**事務局(障害福祉課)** ヘルプカードは希望があればどなたにでもお配りできるものです。

○**委員** 今のお話で、同意を得られて自分からこれを出したいといわれる方は全く問題ないと思うのですがけれども、要介護3～5とか愛の手帳をおもちの方は、その判断能力がどうかという方がほとんどだと思うのです。包括支援センターでも、私たちがかかわっている、あとケアマネさんがついていらっしゃる方についてはケアマネ、事業所さんにも市から連絡していただいて、説明会等々設けていただき、ここの同意をとらなくても1人で逃げられる方であれば全然問題ないわけですがけれども、そうではない方を今回ピックアップする作業だと思うので、包括でも要介護3～5の方を全員把握しているわけではないので、本当にあくまでもうちがかかわった方の情報しかないのです。それがきっかけで今までかかわっていない方もかかわることができるいい機会だとは思いますが、そこをきちんと整理していただければと思います。ご本人のそういった声を酌み取り、それが本当にご本人のためにどう役立つかということ伝える支援の方が必要な作業が入ってくると思うので、そのところもご配慮いただけたらと思います。

○**事務局(福祉総務課)** はい、ありがとうございます。

○**委員** 支援を希望する場合にはと書いてあるのですが、せっかく返信用封筒でお送りになるので、支援を希望しませんという理由とかそういうものも返信していただけたら、全員返ってきて把握できるのではないかと思います。いかがでしょう。希望されない方にもその理由を伺えれば記入して返信していただく。返ってくる率も、全員返してくださいという方法のほうがいいのではないかと思います。

○**委員** 避難支援等関係者の中に、地域包括支援センターはなぜ入らないのでしょうか。つまり、要介護3～5の情報というのは全て一応おもちだということによろしいのかどうかということと、その際に、支援関係者という中にどうして入っていないのか。

○**委員** 要介護情報は、介護保険の申請をする際に、包括が代行申請を受ける場合があり、そういった方の情報は包括が窓口になって市に介護認定を出した人の情報などは把握しているのですが、本当にほんの一握りの、かかわった人の情報しか把握していません。

また、包括の中でも台帳を作成していて、包括が把握していて何の支援も入っていない方、要はご本人たちがサービスは要らない、自分たちでやるので大丈夫という方たちの台帳リストはつくっているのです。それで何かあった場合にその安否確認をするという台帳ほどの包括も作成しているのですが、そのエリアの高齢者の情報を全て把握しているわけではないのです。

○**会長** もし、徹底してやるということであれば、さっきのように第1次は郵送で返してもらえなくても、把握できなかった人、あるいはこれはちょっと放置しないほうがいいのではないのかというケースは、行政のほうから調べてくれという依頼があって、地域包括でその地域の高齢者のそういう返ってこなかったとか必要がありそうなのに返事がないというところは名簿にして

もらったものをもって、確認していくというようなことは、ふだんの仕事の一環としてやれる可能性はあるのですか。例えばひとり暮らしで、認知症もかなり進んでいるのではないかとか、いろいろな行政のほうでわかっていることが結構あって、それなのに返事が来ていないので、そういう人の場合には、よく説明をしてその名簿に載せるということを了解するように訪ねてほしいというような注文がもしあったとしたら、包括がやる内容だと思われるのか。

○**委員** それは包括の仕事だと思います。

○**会長** では、やり方としては、第1回で全てというのではなくて、少しそういうフォローしないと、高齢者の方々や障害者の方々では難しいですね。郵送で返ってこない人たちのところが一番問題なので、それを少し民生委員さんにもご協力いただかなければいけないでしょうし、地域包括とか障害者団体とかいろいろなところが協力して、徐々に、パーフェクトまでいかないにしても、最初に比べると随分進んできたねという状態をつくっていかないとこれは意味がないのではないかと思うのです。

ただ、今度はできたものが、何の変化も起こらないということになると、せっかくそのようにしたのに、地域から何の相談もないとかいうことになってしまう可能性があるのです。その辺との関係をどうするかというのも1つ課題です。地域で名簿が渡っているというだけではなくて、ちょっと訪問してどうなのかというのをみんなで確認していくみたいなことが次の段階では恐らく必要ではないかなと。

あと、愛の手帳とか要介護認定で1, 2, 3とか、それから身体障害者手帳もあるのだけれども、名簿要件区分という中には、これは検討中ということなのですが、例えば精神障害者という場合は手帳という話でもない。この辺はどうするのですか。なかなか難しい感じがしますよね。

○**事務局(福祉総務課)** 精神障害者福祉手帳をおもちの方につきましては非常にデリケートな部分がございます。郵便でいきなり送付するというのは難しいと考えておりまして、今回の郵送の中からは外すということを予定しております。

○**会長** わかりました。これは周辺というか当事者組織とかいろいろな方とよく相談したほうがいいですね。

○**委員** 災害者要援護者の避難支援協定というのをうちの自治会は結んでいるのですけれども、今の名簿を作成するのに、それ以外の自治会の方たちもこれは対象者ですか。

○**事務局(福祉総務課)** 調査は市内全域を今回させていただきますが、今後、同意確認したものににつきましては、協定を結んだ自治会にのみお渡しする形になります。

○**委員** 名簿は協定の中の自治会の人にお名前を載せて出すということね。

○**事務局(福祉総務課)** はい。協定がない自治会にはお出しできません。

○**会 長** 実際、自治会ではプライバシーを守って管理するというようになっていると思いますが、具体的にはどんな形で管理していらっしゃるのですか。金庫などに入れているのですか。

○**委 員** 私と執行部の方だけ、関係者のみをもって管理しています。

○**会 長** 行政としては、協定を結んだときの管理というのは、具体的にはどんなことをお願いしているのですか。

○**事務局(福祉総務課)** 市では、協定を結んでいただいた自治会様に対して、基本的にはお渡しした名簿の複写は禁止ということで、会長様、あるいは防災対策の長になられる方、お名前を頂戴しておりますが、そういった方で厳重な、鍵がかかる場所があればそれが一番よろしいのですけれども、そういったところできちんと厳重に管理してくださいというお願いをさせていただいております。例えば住宅地図などを活用していただいて、それぞれ地域のグループで班ができているかと思っておりますので、そういった中で、ここには高齢者の方がいるとか、障害者の方がいるという形での地図上のチェックみたいなのはやっていただいているという状況です。

○**会 長** ということは、自治会の具体的なことも考えると、その地域全体の名簿を管理している人は会長で、今度は、その役員が自分の決まっているエリア内では誰と誰というのがわかる。そういうやり方ですね。

○**委 員** はい。

○**会 長** その全体の名簿は個々の人はもっていないというやり方で、できたら、本当は協定を結ぶときに管理のところを具体的に、例えば鍵のかかるこういうところに必ず管理してくださいとか、コピーをしないというのはすごく大事なことだと思うのですが、恐らく同意する人はプライバシーのことが一番心配でしょうから、そこははっきりさせておいたほうがいいのではないかなという感じがします。確かに受けるほうの方は負担を感じられると思いますが、でも逆にいえば、そのようにしていますよと説明すれば安心だということになると思いますので、そこら辺はぜひ検討していただいたらいいのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**委 員** 私は身体障害者団体連合、福祉協会という形で、障害者の立場からお話をさせていただきたいと思います。東日本大震災のときのことですが、会員になっている方の安否確認はとれたそうなのです。ところが、身体障害者手帳とかいろいろな手帳はもっているのだけれども、会員になっていない方に関しては安否確認がとれなかった部分が相当あったということで、今、調布などでも私どもの会員になっている方に関しては、どういう状況であっても何らかの形で安否確認がとれるような状態になっているのです。ところが、調布市の場合は、いろいろな団体の会員が約 1,000人ぐらいなのです。手帳をもっている方は約 6,000人ぐらいいる。ほかの任意団

体に入っているかどうかはわかりませんが、我々の身体障害者とか聴覚とか視覚とか、親の会さんとか、精神障害者の会とか、そういう5団体があるのですけれども、それに約1,000名近くの会員だけなのです。そうすると、あと5,000名ぐらいの手帳をもっている方たちがどういう状況になっているかという、名簿を提出された方は障害福祉課のほうでわかるのですけれども、それ以外の方がそういう情報漏れになってしまうというような状況なのです。本来なら何らかのそういうつながりをもっていただければ一番いいと思っているのですけれども、現段階ではそういう状況であるということで、同じ私どもの身体障害者の福祉協会においても、今まで3級、2級、1級の人は名簿を市のほうへ提出していますが、4級、5級、6級の方は提出されていないという状況で、けれども、会員になっていけばそういう人たちにも連絡がとれるということなので、いろいろなサークルがあると思うのですけれども、そういう形でつながりをもってもらうということが基本的に大切な部分ではないかと思っております。

○**会 長** この要支援の名簿づくりとその具体的な支援が組み立てられていく過程を通じて、会のほうの参加者をふやすようにぜひしていただければいいなと思います。

○**委 員** そうですね。会員になっているとそういういろいろなメリットがあるというような形ができてくれば、ほとんど会員にもなってくるのではないかなと思いますので。

○**会 長** この問題についてご発言をぜひいただきたいのは、あとは安藤さん、一言ぜひ。

○**委 員** やはり知的障害の方が自分でできるかというところは大きな課題の1つだと思います。これは施設入所されている方とかもみんな一律ですか。

○**事務局(福祉総務課)** 市内在住で、入所ではなく通所の方は対象になります。

○**委 員** 通所という形で関係機関につながっている方であれば、十分にサポートは受けられるのではないかと思います。

あとは、手帳がある方なのですよ。年齢とかはあるのですか。愛の手帳をおもちの方だったから子どもからということですか。

○**事務局(福祉総務課)** 手帳をおもちの方はそれだけでお出しします。

○**会 長** 自治会などの役割も大きいと思うのですが、1つは、当事者の組織の方が、例えば会員になっていない人も含めて、これはすごく大事だから、自分の命にかかわることなのでやったほうがいいよというのを広めていただくと、説得力があるのではないかと思います。

○**委 員** 2点お伺いしたいのですが、まず1点は、避難行動要支援者の範囲というところで、身体障害者1級～3級とあるのですけれども、例えば肺気腫等で在宅酸素をやっているような方でも、障害区分は4級だというような人がいるわけです。在宅酸素の場合、酸素の供給のことで、移動能力等、重度な場合が多くて、一般的に考えれば要支援者となるわけですが、

それがこれは漏れてしまうのです。そこがどうされるのかということが1点。

それから、名簿情報の提供についてですが、今、防災課と医師会で調布の防災対策を練っていますよね。その中で緊急医療救護所に我々は近くの開業医を派遣しなければいけないとか、災害医療コーディネーターを3人役所に置くとか、そういったことも担っていくわけですが、医師会という団体が名簿の提供関係者に入っていないというのは何故か、というか入れていただく必要があると感じたのですけれども、その2点。

○**事務局(福祉総務課)** 最初の1点目の在宅酸素の方なのですけれども、27年度については絞った形でさせていただいておりますが、今後、来年、再来年という形で対象者、範囲が広がっております。先ほどの資料2の297ページの(2)に範囲が書いてございますが、最後の(ウ)のところにその他支援を必要する者ということで、ご本人からのお申し出があれば登載できるような形もっておりますので、周知の方法をうまくして、そういった方々にも名簿登録していただけるような形をとればと思っております。

○**委員** そういう人たちは、この制度を知って、自分から自主的にそれをいわないとアナウンスがないわけですね。

○**事務局(福祉総務課)** はい。酸素の会にも申し入っているような方々であれば、その会を通して周知を進められるかと思っておりますけれども、またそのときにはいろいろご指導いただければと思っております。

また、先ほどの名簿情報の提供先なのですけれども、資料2に書いてありますとおり、地域防災計画というところから抜粋しておりますので、27年度の当初に策定が終わっているものでございますけれども、この段階では、大変申しわけありません、医師会等が入っていない形になっております。その辺は今後また総合防災のほうとも話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○**委員** この名簿を、資料4の一番下の表の地域の団体で、市と協定締結が必要と書いてあるのですが、自治会の方たちや地区協議会の方たちがもう既に了解なさっているのでしょうか。

○**事務局(福祉総務課)** いえ、これからです。2年ぐらい前から、災害時要援護者避難支援プランということで、地域の共助の取り組みを進めておりまして、毎年自治会とか地区協議会とかいろいろ資料を配らせていただいて、制度の説明をしております。前向きなお話があったところとは、柳会自治会さん、それから緑ヶ丘1丁目さんもそうなのですが、協定を締結させていただいております。現在、幾つかの自治会等からもお話をいただいているような形です。

○**委員** 自治会で理解していただけない場合は、どなたがその地域の方の支援はされるわけ

なのですか。

○**事務局(福祉総務課)** 当面、地域の支援というのは結びつかないのですけれども、ここで書いてある形で申し上げますと、民生・児童委員様という形になってくるかと思えます。ぜひそれぞれ地域の皆様にそういったお話をさせていただいて、皆さんの地域の自治会がまだ協定締結でないようであれば、ぜひこの機会にPRしていただけたらと思います。

○**委員** もし、自治会で、私の地域でそれが理解できたとして、名簿がいっぱいできまして、それをコピーしてはいけないと今おっしゃいましたよね。でも、自治会の会長さん1人がそのすごい人数の名簿をもっていらしても、どうやって助けていいかわからないわけではないですか。

○**事務局(福祉総務課)** 名簿にはさまざまな情報が入っているため、その情報は、大変恐縮なのですが、会長様なり代表の方がお1人でもっていただく。ただし、例えばその地域の住宅の地図ですとか、マンションですとお部屋の101から106までといった図面を書いていただいて、例えば101のお部屋に高齢者の方がいますよとか、高齢者は丸の印にしましょうとか、障害者の方は三角とか、何かそういった工夫をしていただいて、比較的その方に近い班とかがあるかと思うので、その中の方でそういった方の居場所を確認していただく。そういった形でいらっしゃる方を地域の方が確認、安否確認とか、あと災害が起きたときの情報提供ですね。そういったことを地域の皆様にはしていただきたいと思っております。

○**委員** この表をみて、支援を希望する人という、書かれる方は、何か起きたときに助けに来てくれるのではないかとこのように理解されるのではないかと思ったのですけれども、そういう意味ではないのですね。

○**事務局(福祉総務課)** はい。資料4の開きのところに、必ず行われるものではありませんという事は記載しております。

○**委員** これを読まれたら、ちょっとがっかりされるのではないかと感じたのですが。

○**事務局(福祉総務課)** 災害が起きたときに、例えばAさんがいらっしゃって、Bさん、Cさんが支援してもいいよとおっしゃった場合に、必ずしもその発災された時間にそのBさん、Cさんがお近くにいるとは限らないわけです。遠くにいらっしゃるかもしれませんし、その方自身が被災されてしまうかもしれないので、そういったことも踏まえて、必ず行われるものではありませんという書き方をさせていただいております。

ただ、Bさん、Cさんがいなくても、その先のDさんとかEさんがもしAさんのことをご存じであれば、安否確認や情報を発信することはできるかと思えますので、地域の中でそういった取り組みをしていただければと考えております。

○**会長** 役所として取り組みが始まるということで、役所が何をしてくれるかというよりも、

それを機会にして、障害者の団体も、自治会も、あるいはほかのいろいろな専門機関も協力して、そういうことについてみんなで取り組んでいくと。そして、役所ではできないことを地域でやることは構わないわけだから、そういうことを積極的にこの際やっていくという感じですかね。

○**委員** 私が一番悩んでいるのは、自治会にもいいたくない、班長にもいいたくない、役所にもいいたくない、自分の身は自分で守るといふ人がいるのです。そういう方にどのようにしたらいいのかしらと、皆さん何かやっていたらいいことがあれば、参考にお伺いしたい。

○**会長** 手帳などではなく、内部疾患をもっている方は、災害時の要援護者名簿との関係では非常に難しいのです。それを名簿みたいにしようとする、誰がそれを調べてそうしたのだというようなことになってしまう恐れもある。実際にその人とよく話してみるといざいざうとき困ると。そこまで行けるかとか、そういう話が具体的にできるようになれば、ではそういうときは周りで何人かがお手伝いしましょうかという話がだんだんできるようになるので、いきなり名簿のような形で全部がそろおうと考えるので、徐々に取り組みを進めるような感じでやればいいのかないかなと思います。

○**委員** 資料4の記入例の12番ですけれども、記入例はすごく参考にされると思うので、耳が不自由な方に災害時に事前にファクスやメールを送ることが実際に有効なのかどうかということを考えていただき、現実的なことを書いていただいたほうがいいのかないかなと思います。

○**副会長** 2点よろしいですか。名簿みたいなものをつくると、それをどのように更新していくのか、どれぐらいの期間でアップデートするのかという課題があると思うのです。最初つくるのはいいのですけれども、それが刻々と変わっていく。特に例えば高齢者の方で要介護の人だったら、もう次の日には老人ホームに入っているかもしれないし、病院に行っているかもしれないというようなことがあるので、どれぐらいの期間でアップデートして、新しい情報に切りかえていくのか。さっき1年に1回というのでも大変だという話なのですけれども、要援護の人たちというのはやはりかなり激しく状態が変わるので、やはりこの辺を、最初に名簿をつくるのはいいと思うのですけれども、どのように変えていくのかなというのが1つ気になることです。

もう1つは、万一、名簿の情報が流出したときにどういう罰則規定があるのかを確認したいと思います。悪用されないかという懸念があるのです。例えば国がそういう手だてをやらなかったとしても、市の場合は、多分その気になれば条例でできるのではないですか。だから、そういうのも少し考える必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**事務局(福祉総務課)** ありがとうございます。市が管理している基本的な名簿については、毎月更新をしております。ただ、提供させていただいている自治会等に関しましては、1年に1回の更新という形でさせていただく予定で今後もおります。

あと、罰則規定については、今のところないわけなのですけれども、今いただいたお話を参考にまた勉強させていただきたいと思います。

では、最後にもう一度、仁田様からのお話を。

○**事務局(福祉総務課)** 仁田委員の調布市心身障害児親の会では副会長防災チームが総合防災安全課との懇談会をもち、支援のお願いや提供をさせていただいています。在宅避難者リストを作成し、受け入れ先となる地域の学校の避難所運営マニュアルにも関心をもって取り組んでいます。親の会に所属している方以外でも、命にかかわることなので、事業団、社協とかかわっていて、障害をカミングアウトされている方は特に関心をもって、積極的にかかわっていただきたいです。高齢の方でお1人住まいの方、介護保険のサービスをご利用の方は、サービスに入っている事業所と連携をとるのもとても大切なことだと思います。

○**委員** 発送時期は、具体的に決まっていますか。

○**事務局(福祉総務課)** 発送は10月頃を考えております。

○**副会長** 地域福祉コーディネーターは、4人になってさらに強力なチームとしてぜひ推進していただきたいなと思っています。その可能性は、この間の報告会を聞くと十分にあるのかなと思っているので、期待をしているところです。言葉は余りよくないのですが、1つの実験のような形になっているので、ぜひこれをうまく成功させて、全国にモデルとして発信してもらえればいいかなと思っています。

それから、災害時のほうは、このような名簿は非常に重要だと。私が聞いたところでは、例えば地域包括支援センターがもう一両日中に全部安否確認が終わっているというところも被災地の中ではあるのです。ただ、取り組みについては被災地の中でも温度差がある。すごく一生懸命やっているところと、全然やっていなくて名簿の確認が終わったのが1ヵ月後とか、そのときにはいろいろな人がいろいろなところに行ってしまっていて把握できなくなっているとか、そのようなところもあるので、この辺の問題をどのように解決していくのかなど。法律が改正され、みんなで作成するというのはいいと思うのですけれども、それをどうやって活用していくのか、どうやって運用していくのかというあたりのことを考えていくべきだと思います。

確率論的にいうと、もう相当の確率で首都直下型が来るということなので、あすにも来てもおかしくないなので、準備は備えあれば憂いなしで、早くやったほうがいいのかなど。以上です。

○**事務局(福祉総務課)** 本日は大変ありがとうございました。次回のお知らせです。次回第3回の推進会議、9月30日水曜日を予定しております。またこの場所であるということになりますので、ご出席をよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○**会長** 非常に積極的なご意見をいただきましてありがとうございました。